

香川県条例第10号

香川県子ども女性相談センター条例の一部を改正する条例

香川県子ども女性相談センター条例（平成12年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;"><u>香川県子ども女性相談センター及び香川県西部子ども相談センター条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づく児童相談所、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の規定に基づく女性相談支援センター及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、<u>香川県子ども女性相談センターを高松市に設置する。</u></p> <p>2 <u>児童福祉法第12条第1項の規定に基づく児童相談所として、香川県西部子ども相談センターを丸亀市に設置する。</u></p> <p>（所管区域）</p> <p>第2条 <u>香川県子ども女性相談センター及び香川県西部子ども相談センターの所管区域は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="185 1114 1093 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 1114 409 1153">区分</th> <th data-bbox="409 1114 633 1153">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 1153 409 1230"><u>香川県子ども女性相談センター</u></td> <td data-bbox="409 1153 633 1230"><u>児童相談所の業務</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1230 409 1310"></td> <td data-bbox="409 1230 633 1310"><u>児童相談所の業務以外の業務</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1310 409 1390"><u>香川県西部子ども相談センター</u></td> <td data-bbox="409 1310 633 1390"><u>児童相談所の業務</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	所管区域	<u>香川県子ども女性相談センター</u>	<u>児童相談所の業務</u>		<u>児童相談所の業務以外の業務</u>	<u>香川県西部子ども相談センター</u>	<u>児童相談所の業務</u>	<p style="text-align: center;"><u>香川県子ども女性相談センター条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づく児童相談所、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の規定に基づく女性相談支援センター及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、<u>香川県子ども女性相談センター（以下「センター」という。）を高松市に設置する。</u></p> <p>2 <u>センターの児童相談所としての業務を分掌させるため、西部子ども相談センターを丸亀市に置く。</u></p> <p>（所管区域）</p> <p>第2条 <u>センターの所管区域は、県の区域とする。</u></p>
区分	所管区域								
<u>香川県子ども女性相談センター</u>	<u>児童相談所の業務</u>								
	<u>児童相談所の業務以外の業務</u>								
<u>香川県西部子ども相談センター</u>	<u>児童相談所の業務</u>								

(委任)
第3条 香川県子ども女性相談センター及び香川県西部子ども相談センター
の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)
第3条 センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども女性相談センター又は西部子ども相談センターに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが児童の一時保護の業務に従事した場合</p> <p>(3) 子ども女性相談センター、西部子ども相談センター又は障害福祉相談所に勤務する職員が面接して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事した場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>2 略</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第10条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども女性相談センターに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが児童の一時保護の業務に従事した場合</p> <p>(3) 子ども女性相談センター又は障害福祉相談所に勤務する職員が面接して行う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務に従事した場合（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>2 略</p>